

令和4年6月23日

魚沼市議会議長 関 矢 孝 夫 様

産業厚生委員会

委員長 佐 藤 肇

産業厚生委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 所管事務調査について
(2) 閉会中の所管事務等の調査について
(3) その他

- 2 調査の経過 6月23日に委員会を開催し、付託案件の審査を行った。
所管事務調査については、行政視察について内容を確認し、視察先への質問事項を取りまとめることとした。
閉会中の所管事務等の調査については、これを行うこととした。
その他で、魚沼市内スキー場について、地域福祉計画策定スケジュールについて、川西簡易水道の現況について及び旧堀之内庁舎1階の利活用方針について執行部から報告を受け質疑を行った。

産業厚生委員会会議録

1 審査事件

- (1) 議案第58号 魚沼市ガス供給条例の一部改正について
- (2) 議案第59号 魚沼市在宅介護サービスセンター条例の一部改正について
- (3) 議案第60号 四日町地区雨水管渠布設第4次工事請負契約の締結について
- (4) 議案第61号 四日町排水ポンプ場建築・建築機械設備工事請負契約の締結について
- (5) 議案第66号 財産の取得について（ロータリ除雪車）
- (6) 議案第67号 財産の取得について（ロータリ除雪車）
- (7) 議案第68号 財産の取得について（除雪ドーザ）

2 調査事件

- (8) 所管事務調査について
 - ・行政視察について
- (9) 閉会中の所管事務等の調査について
- (10) その他
 - ・魚沼市内スキー場について
 - ・地域福祉計画策定スケジュールについて
 - ・川西簡易水道の現況について
 - ・旧堀之内庁舎1階の利活用方針について

3 日 時 令和4年6月23日 午後1時30分

4 場 所 本庁舎3階 委員会室

5 出席委員 佐藤達雄、浅井宏昭、大桃俊彦、富永三千敏、志田 貢、佐藤敏雄、
渡辺一美、佐藤 肇、高野甲子雄、（関矢孝夫議長）

6 欠席委員 なし

7 説明員 内田市長、大塚市民福祉部長、武藤産業経済部長、星ガス水道局長、
戸田市民福祉部副部長、吉田産業経済部副部長、星建設課長、鈴木観光課長、
駒形業務課長、佐藤施設課長

8 書 記 佐藤議会事務局長、大竹主任

9 経 過

開 会 (13:30)

佐藤（肇）委員長　定足数に達しておりますので、ただいまから産業厚生委員会を開会します。まず本委員会に付託されている議案について審議をお願いします。

（１）議案第58号　魚沼市ガス供給条例の一部改正について

佐藤（肇）委員長　日程第1、議案第58号　魚沼市ガス供給条例の一部改正についてを議題といたします。執行部から補足説明はありますか。

内田市長　補足説明はございません。

佐藤（肇）委員長　それではこれより質疑を行います。質疑はございますか。

渡辺委員　今回の上限撤廃を受けまして、いろいろ調べてもらった結果、魚沼市は民間委託せずにこれまでやってきた中で、新潟県内に公営でガス事業しているところが何者かあるうち、上限を設けているのは、当市と小千谷市だけで、当市が一番低かったとのこと。それから、条例を最初の時に上限を設けたのは、急激な価格変動、原油の変動等に対応するために設けた上限ですが、調べていく中でプロパンガスを利用している魚沼市民の皆様と価格の差を比べると非常に差があるということもわかりました。ここではガス事業者からの答弁ではなく市長に伺いたいのですが、今回ウクライナ等の外圧により原油が高騰しています。プロパン事業者は、上限がないので原油の価格に合わせて上がっていく中で、いま市民の皆さんが物価高騰で特にエネルギーで困っていると思います。それから魚沼市の全域に、都市ガスを張ることができれば、皆さんが同じ条件でガスを使うことができると思いますが、魚沼市は広神よりも入広瀬に向かっては都市ガスが引いてないのが現状です。水道事業は合併した時に価格の統一などを図りましたが、このガス事業はプロパンと都市ガスの差もありますが、同じ魚沼市に住んでいながら価格の差があることについて、市長はどうお考えですか。

内田市長　価格の高騰については、ガスだけではなくて、肥料、農薬、飼料、一般の食品も考えられないような価格の高騰がされています。ガスにつきましては湯之谷も全部、ガスが入っていますけれども、商売をなさっている方は、都市ガスではなくて、商売だけではないですけども、都市ガスではなくて、火力の強いプロパンを利用しているという方も承知をしながら、使っていることもあろうかと思えます。管が引かれてさえいれば、都市ガスが使えるという状況はあると思いますけれども、今すぐ工事をしていけるという状況かどうかはちょっと今言えない状態でありますけれども、そういうことは問題意識として私も言われるとおりあるというふうに考えておりますので、その辺は研究させていただきたいと思えます。

渡辺委員　市長はプロパンガス以外に、ガスの供給源がないという地域に対して差があることについて、問題意識を持って聞いてくださるということについて、本当に心強く感じます。政府の方もこの原油高騰に伴いまして、今回は2億2,000万位の臨時交付金でございましたけれども、この後、恐らくまだまだ物価高騰が続くのではないかとということで、多分選挙が終わって秋ぐらいになると思いますが、また何かしらの手だてをしなければならぬ時期になると思えます。このたび、こういったことがあって、ガス事業の上限の撤廃については、本当に価格差があるなか、不公平さがある中で、私はここを撤廃するのはある意味、止むを得ないのかなと、ただし数年かけてでいいですし、今このときだからこそプロパンガスで今価格が高騰して、本当に今までも高いプロパンガスを使ってきた方たちに、さらにまたここで値上がりをしていくようなところについては、手当てをしていただきたいと思います。国の手

当てと同時にですけれども、ある意味交付税の中ですが、それと同時に本当に魚沼市に住んでいる方たちがこういうエネルギーですとか、公共的な使わなければいけないものについての価格差、不公平感、こちら辺は何か市長が在任中に見直しなり、何かしらの検討していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

内田市長　今の物価高騰による支援については、2億2,000万位でありますけれども、支援をさせていただいております。ただ、この2億2,000万円の支援で以上終わりということではなくて、また、そういう国の臨時交付金も含めてでありますけれども、どういったことができるのか、それがまた不公平にはならないようにいろいろな考え方があるわけですが、そういったことを検討して、今のうちに検討していきたいと思います。

渡辺委員　はい。非常に心強い答弁をいただきました。もう一步進んで将来にわたって不公平感のない公共インフラというものを魚沼市に構築していただきたいと希望いたしまして、市長がその辺も多分お考えだろうというふうに察しまして、質問を終わります。

佐藤（肇）委員長　ほかに、ございませんか。

佐藤（達）委員　前々回ぐらいかもしれないかもしれませんが、この産業厚生委員会の中で公営のガス事業をやっているところが魚沼市と、あと小千谷市の方もしてるようですが、小千谷市の方の状況はどういうふうになっていきますでしょうか。

星ガス水道局長　公営ガスをやっているところは小千谷市、魚沼市、上越市、糸魚川市の4つございます。上限を設けているのが小千谷市と当市だけなんですけど、小千谷市につきましては6月議会の方には提案は見送ったということで、今後の輸入LNGの価格の状況によっては9月議会ですとか、もし急激に上がるようであれば、もっと早く考えたいというふうなことは情報共有はしております。

佐藤（達）委員　はい。それで上限の方ですけれども、今、魚沼市は6万4,900円ということなんですけれども、広く他の自治体等を見た場合に他の県外かもしれないかもしれませんが、9万ですとか14万ですとか、上限はいろいろされているかと思うんですけれども、4月の下旬位のこの委員会の中で、私の方で一挙になくすことではなくて、とりあえずはその上限を引き上げるといふか、事前の策の検討をお願いしたいということを行ったかと思うんですけれども、引き上げてる状態の中で、また政府の方で今物価がだいぶ全国で上昇していますので、そういう中で補助があれば、またそれを適用して、その上限のものを維持するとかということも可能かと思うんですけれども、その事前の策で少し上限の方を見直すということは、いかがでしょうか。

星ガス水道局長　上限の額というのは、基準原料価格の1.6倍というふうに決まっています。基準原料価格というのは今の料金体系を考える上で、その基準となる原料単価を決めますので、もし上限を変更する場合には、料金体系そのものを見直さないと難しいというか、理屈に合わないこととなりますので、今、料金を見直した場合は当然値上げの方向に行きますので、ガス水道局としては上限を撤廃して、料金体系は今ままでお願いしたいということです。

佐藤（達）委員　料金体系の見直しということになりますと、例えば9月には間に合わないということであるとすれば、もう少し上げる方を先延ばしして料金体系も検討してということとは、どうなるのでしょうか。

星ガス水道局長　今、輸入LNGが原料価格が上がっているときに料金の見直しをしますと当然基本料ですとか、従量料金の基本の単価をやっぱり上げないと計算が合わなくなりますの

で、今の原料価格が落ちついてから、料金体系は考えた方が利用者のためだというふうには考えております。

佐藤（肇）委員長　ほかにございませんか。（なし）ないようですので、これで質疑を終結いたします。討論を省略し採決することに異議はありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって討論を省略し、採決することに決定いたしました。これより議案第58号を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって議案第58号　魚沼市ガス供給条例の一部改正については原案のとおり可決すべきものと決定されました。

（２）議案第59号　魚沼市在宅介護サービスセンター条例の一部改正について

佐藤（肇）委員長　日程第2、議案第59号　魚沼市在宅介護サービスセンター条例の一部改正についてを議題といたします。執行部から補足説明はありますか。

内田市長　補足説明はございません。

佐藤（肇）委員長　それではこれより質疑を行います。質疑はございますか。

佐藤（達）委員　デイサービスセンターは、今回対象のひまわり。それからうおぬまケアセンター、ヘルパーステーションコスモスのほかにもまだ3か所ありますけれども、今回、その3か所につきまして譲渡する条例改正の背景の方をちょっと教えていただきたいんですが。

戸田市民福祉部副部長　昨日の総務文教委員会の方で出されました。財産処分のひまわりにつきましては、公共施設再編整備計画に伴って譲渡を行うという計画がされておりました。この度、譲渡の方向で手続き等が整い、今回の議会に提案させていただいたものであります。こちらの条例につきましては、もともと市が持っていたデイサービス関係、それから居宅介護支援事業所などを条例として制定していたものでございましたので、その処分に伴いまして、こちら3つの施設が市のものでなくなりますので、その関係で条例から削除するといったところが背景でございます。

佐藤（肇）委員長　他にございませんか。

大桃委員　第8条にですね。在宅介護サービスセンターを利用することができるものは、次に掲げる者ということでお聞きしたいんですけれども、この（２）のおおむね60歳以上であってということですが、このおおむねという解釈と、これを誰が判断するのか聞かせてください。

戸田市民福祉部副部長　おおむねですが、実は高齢者の定義というのがはっきりと決められてはいないのです。その法律法律によりまして、65歳以上といたり、もう少し下回って55歳以上というようなものもございます。その中で、こちらの施設につきましては、具体的には要介護認定を受けられた方ということで想定をしております。ただ、2号保険者といひまして、45歳から65歳の方も身体の状態、病気の症状などによっては介護保険をお使いいただくこともできますので、そういったところも含めて、おおむねと書かせていただいております。一番わかりやすいのは要介護認定を受けられている方というふうに判断をするのが一番わかりやすいかと思っております。

大桃委員　（３）に、その他指定管理者が利用を必要と認める者とありますけれども、この今言われた60歳、おおむねというのも同様に考えていいですか。

戸田市民福祉部副部長　お見込みのとおりでございます。

佐藤（肇）委員長　ほかに質疑はございませんか。（なし）質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。討論を省略し採決することに異議はありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって討論を省略し、採決することに決定いたしました。これより議案第59号を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって議案第59号　魚沼市在宅介護サービスセンター条例の一部改正については原案のとおり可決すべきものと決定されました。

（3）議案第60号　四日町地区雨水管渠布設第4次工事請負契約の締結について

佐藤（肇）委員長　日程第3、議案第60号　四日町地区雨水管渠布設第4次工事請負契約の締結についてを議題といたします。執行部から補足説明はありますか。

武藤産業経済部長　それでは議案第60号に関しまして、補足の説明を行わせていただきたいと思っております。議案書の25ページ、参考資料No.1入札調書をご覧くださいと思います。この入札結果の下段に記載をしております。上記に係る入札参加資格を認定しなかった理由の欄についての具体的な詳細の内容をご報告させていただきたいと思っております。こちらにつきましては本入札におきまして、落札者のほかに東鉄工業株式会社及び井口建設工業株式会社を構成員といたします共同企業体から入札参加の申請書が提出をされておりました。しかしながら、申請内容を精査しましたところ、入札参加資格の要件に規定しております条件に合致しない部分が2か所判明したことから、このたび資格の認定を行わなかったものでございます。合致しなかった内容としましては、2点ございまして、1点目が入札参加資格要件では企業体の別を、特定共同企業体に限定してお願いをしておりましたところで、こちらの企業体は経常共同企業体で申請がなされたということが1点。それからもう1点が代表構成員以外の営業拠点。こちらにつきましては、条件としましては営業所の本店が魚沼市に所在すること。又は、市内の特別認定市内業者ということで限定をしておりましたが、残念ながら井口建設工業株式会社様の所在が市外であったということの2点が、こちらが定めた資格要件に合致しなかったということでした。なお、申請にあたりましては訂正を行うかどうかを当該申請者に確認をさせていただきましたが、当該事業者の申請日が申し込み締め切り当日に行われたものであって、訂正については事業者の時間がないということから、当該事業者から訂正を行わない旨の判断がなされたため、このような対応をさせていただいたというものでございます。

佐藤（肇）委員長　補足説明が終わりましたので、これより質疑を受けたいと思っております。質疑はございませんか。

佐藤（達）委員　この工事ですけれども、四日町の雨水の排水関係。排水量アップの一連の工事の関係だと思えるんですけれども、こちらの方は令和7年までの工期だと思いましたがけれども、そういった中で、これは予定どおりの工事なんでしょうか。

武藤産業経済部長　工程的には予定されたとおりに、今のところは進んでおります。

佐藤（達）委員　それからこちらの方の第4次工事ですけれども、これは単年度工事ですか。工期の期間がわかりましたら教えてもらえますでしょうか。

武藤産業経済部長　本会議でも申し上げましたが、工期は令和5年3月20日が履行期限でございます。

佐藤（肇）委員長　ほかにございませんか。

渡辺委員　今ほどの入札参加資格を認定しなかった理由のところ、もう少し詳しく聞かせていただきたいんですけども、この特定共同企業体というものと経常共同企業体というものの差はどういうものになりますか。

武藤産業経済部長　特定共同企業体と経常の違いでございますが、一般的に特定共同企業体は大規模である工事、もしくは比較的、技術的難易度が高い工事について、その工事のみを目的として結成される企業体のことであります。経常共同企業体につきましては、複数の会社が一つの目的ではなくて、もう既に経常的に力を合わせていこうということで、常時入札参加資格の名簿にも登録されている企業体になりますので、やはり主目的がその部分で違うということでもあります。

渡辺委員　了解しました。今回、その特定共同企業体のみにしたということにつきましては、大規模であり、技術的にきちんとした技術がある方々の共同企業体であるべきだということだと思っております。もう一つ企業体の構成員または構成員の代表が、どちらかの本店が魚沼市内にあることを入札条件にしていたということになりますか。

武藤産業経済部長　委員お見込みのとおりでございます。

渡辺委員　そうしますと、この度どちらも市外であったということになるかと思うんですけども、先ほどですと、確かに入札の最終日でしたけれども、これ、もう一度入札の要件なりを踏まえて変えますかというお話があったんですけど、この企業体は、特定共同企業体になり得る団体であり、また、構成員または構成員の代表が魚沼市に本店を持てるような団体だったのでしょうか。

武藤産業経済部長　結論から申しますと、今回については一般的には私どもは市内業者を優先しますので、額が1億円以下の工事については基本的には市内業者。市内に本店のある事業者を限定として入札を行います。ところが、今回につきましては、額が1億円以上で大きかったことと一番大きかったのが、この議案と61号の議案については、工事の特殊性があったということで、JR只見線の近接工事であるということで、JR只見線の近接工事でありましてJRとの事前協議が必要になります。その中でJRさんは自分のところが認定をした技術を持っている会社でないと、その工事の事前協議を了承しませんという前提がありまして、そのことから、まず本来は市内業者を単独で行わせたかったんですけども、市内業者には、そのJRの近接工事の認定事業者がないということから、その代表構成員のみを新潟県内に広げさせていただいたということでもあります。

佐藤（肇）委員長　ほかに質疑はございますか。（なし）質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。討論を省略し採決することに異議はありますか。（異議なし）異議なしと認めます。よって討論を省略し、採決することに決定いたしました。これより議案第60号を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（異議なし）異議なしと認めます。よって議案第60号　四日町地区雨水管渠布設第4次工事請負契約の締結については原案のとおり可決すべきものと決定されました。

（4）議案第61号　四日町排水ポンプ場建築・建築機械設備工事請負契約の締結について

佐藤（肇）委員長　日程第4、議案第61号　四日町排水ポンプ場建築・建築機械設備工事請負契

約の締結についてを議題といたします。執行部から補足説明はありますか。

内田市長 補足説明はございません。

佐藤（肇）委員長 それではこれより質疑を行います。質疑はございますか。

佐藤（達）委員 29ページの入札調書を見ますと入札額の方で再入札がされていますけれども、こちらの方の経緯を教えてください。

武藤産業経済部長 理由ですが、1回目の入札で落札にならなかったということでございます。

佐藤（肇）委員長 ほかに質疑はございますか。（なし）質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。討論を省略し採決することに異議はありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって討論を省略し、採決することに決定いたしました。これより議案第61号を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（異議なし）異議なしと認めます。よって議案第61号 四日町排水ポンプ場建築・建築機械設備工事請負契約の締結については原案のとおり可決すべきものと決定されました。

（５）議案第66号 財産の取得について（ロータリ除雪車）

（６）議案第67号 財産の取得について（ロータリ除雪車）

（７）議案第68号 財産の取得について（除雪ドーザ）

佐藤（肇）委員長 日程第5、議案第66号 財産の取得について（ロータリ除雪車）から日程第7、議案第68号 財産の取得について（除雪ドーザ）までの3件を一括議題といたします。執行部から補足説明はありますか。

内田市長 議案第66号から議案第68号までいずれも補足説明はございません。

佐藤（肇）委員長 これより質疑を行います。質疑はございますか。

浅井委員 議案第66号では、株式会社大島自動車の整備工場がロータリー除雪車を落札しているわけですが、その落札した除雪車の型式はNR新潟鉄工でよろしかったでしょうか。

武藤産業経済部長 新潟トランスNRになります。

浅井委員 議案第67号のロータリー除雪車の型式は、小出自動車が落札したんですけれども、こちらはHTRで間違いはないでしょうか。

武藤産業経済部長 HTRで間違いございません。

浅井委員 私が聞いたところによりますと、この議案第67号でニットクさんと大島自動車さんが辞退しています。この理由としましては、新潟鉄工のNRのロータリー除雪車が1台しか出せなかったということで、2件目のロータリー除雪車の入札にNRの機種が出せなかったというような話を聞いていますが、それはあっていますか。

武藤産業経済部長 入札者が辞退をした理由につきましては、私どもは関与すべきではないこととすし、情報としては入っておりません。

浅井委員 私が聞いたところによると、そういう内容でしたので、今ウクライナとロシアの戦争で鉄が足りないということが原因で、このロータリー除雪車の数がないというような話を聞いたんですけれども、このまま戦争が長引けばロータリー除雪車が来年再来年と、どうなるかわからないですけど、ちょっと手に入れることが難しくなるんじゃないかなということも考えられるんですけども、その辺どうでしょうか。

武藤産業経済部長 そういう部分の情報は若干入っておりまして、今回も通常であれば、納期

を今年のシーズンの降雪前に納品してもらおう予定なんですけれども、今回はやはりそういう事情で11月、12月の納期がどうも間に合いそうにないということから、今回の入札については3月に納期を延ばしました。それでも、まだ確定の部分ではないということから、一応は物品の納期については指定させていただきましたが、もしもっと延びるようであれば、私どもは予備車を用意してございますし、長期で考えてなるべく古くても新しい部分については、使用年数をもっと延ばした中で、全体の台数の中で計画をして対応していきたいというようなことで、今のところ考えております。

佐藤（肇）委員長　ほかにございませんか。（なし）ないようですので、これで質疑を終結いたします。討論を省略し採決することに異議はありませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって討論を省略し、採決することに決定いたしました。これより議案第66号を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって議案第66号 財産の取得について（ロータリ除雪車）は原案のとおり可決すべきものと決定されました。次に議案第67号を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって議案第67号 財産の取得について（ロータリ除雪車）は原案のとおり可決すべきものと決定されました。次に議案第68号を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。（異議なし）異議なしと認めます。よって議案第68号 財産の取得について（除雪ドーザ）は原案のとおり可決すべきものと決定されました。それでは本委員会に付託された議案は以上となります。ここで日程を若干変更させていただき、日程第10を先に審議したいと思います。よろしいでしょうか。（異議なし）異議ないようですので、そのようにさせていただきます。

(10) その他

・魚沼市内スキー場について

佐藤（肇）委員長　日程第10、その他を議題といたします。魚沼市内スキー場についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。

内田市長　それでは私の方から市内スキー場の存続についての市の方針について説明いたします。（資料「魚沼市内スキー場の存続方針（案）について」により説明）

佐藤（肇）委員長　今ほど、市長から発言いただきました。これにつきまして、皆さん方も今お話を聞いたばかりの部分もあろうかと思えます。これについては、日を改めて委員会を開かせていただきたいというふうに思っております。その時に集中的にさせていただきたいと思えますが、今どうしても確認をとることがあれば、その質疑を受けたいと思えます。

浅井委員　簡単に数点お願いします。スキー場条例をまた制定するということなんですけれども、10年前に話が戻ってしまうというような感じがするのですが、この辺についてはいかがでしょうか。

内田市長　前に戻るという考え方では、まったくございません。市にとって、今言った目的でスキー場は必要ですといった中で、条例を設置することによって行政財産となります。目的に対して続けていくにあたって設備投資が必要になった場合、一般財源で支援するというのではなくて特定財源、有利な起債を使った中で支援していくには、どうしても条例を制定し

行政財産化をしていかなければならないということでもあります。

浅井委員 次に行政財産についてなんですけれども、入広瀬の地区で言いますと大原スキー場が以前スキー場を辞めました。行政財産にスキー場を戻すという話になりますと、ひょっとしたらまた小千谷の方が「それなら私も大原スキー場をやる」という話になるかもしれません。そういった場合はどういう対応を考えていますか。また、ほかの方ならどうですか。

内田市長 1回廃業になっておりますので、同じ方がするということにはならないと思います。また、ほかの方でもできないと思います。

渡辺委員 今ほどの委員長の説明ですと、後日改めて集中的に協議をしますとのことでした。その時にはやはり市長にも来ていただかないと困るなというふうに思います。もう1点は、これを持って市内事業者のところへ話に行きたいということでしたが、ここで協議ができないのであれば早急にその日程を取り、市長ともう少し詰めた話をしたいと思います。先ほどのスキー場条例ができれば、また元に戻るのではないかというのは、私も非常に懸念します。スキー場条例を廃止した経緯もありますので、スキー場条例という名前がいいのか、それとも行政財産にするためのほかの方法がないのか、いろんなことを協議したいです。そういったことを協議した後で、事業者のところへ行っていただきたいと思うんですが、その辺りはいかがでしょうか。

内田市長 もちろん、そのようにさせていただきます。

佐藤（肇）委員長 ほかにございませんか。

佐藤（達）委員 運営体制の最後のほうに、令和9年10月までに新たな組織設立への方針が示せない場合は指定管理は更新しないことが記載されておりますけれども、これはスキー場の運営を認めないという意味なのでしょうか。

内田市長 5年後にできなかつたらどうするという話ではなくて、今は5年以内にそういうふうにまとめられる、どういう形がいいのか別にしまして、そういうことを事業者の皆さんが検討して、その中にまた市も加わって、いい方向を出していければという考えであります。今できなかつたらという話は、お答えできないということでございます。

富永委員 表面に、3つの運営事業者を中心とした任意組織づくりが必須と書いてありますけれども、どのような組織を想定しているのでしょうか。

内田市長 現時点で、3つのスキー場の1番現場に近いかた、ある程度責任のあるかたから構成していただいて、協議会的なものを早急に作っていただくということでございます。

富永委員 前回の、3つのスキー場全体を考えた総合的な計画の中には1つの運営事業者という言葉が確かありました。そのような1つの組織にしていくということで、間違いはないでしょうか。

内田市長 今ではなく、5年以内にそういう1つの組織にしていく。どういう組織というのは、市からは言えないですけれども、事業者のほうで考え、そして市も一緒になり1つの組織にしていくということを前提としております。

富永委員 5年以内に全体的な計画を考えて1つの組織としてやっていくような計画を作るといのが5年以内ということですが、ランドデザインが示されている時に私は発言したのですが、5年でも長いのではないかと。5年後には少なくとも1つの状態として運営できるようにするべきだと申し上げたと思います。5年ではなくもっと早い段階、4年、3年とかで全体的な計画、1つの事業体としていくというのを示して、5年後にはそれをもって

運営できるようにする。そういったものにしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

内田市長 5年でできないものは10年でもできません。3年でできないものは5年でできるかということになるかと思います。そうではなくて、今やっと連携、営業、そういったものが始まり、やっと本気になってきていただいているというふうに私は思っています。それで、5件の受け入れられるべき学校を、お断りしなければならなかった。恐らく、シングルリフトのためにであります。そういったことでもありますので、期限が5年ということは5年以内であっても、それはだめだということではないと、私は思います。

富永委員 ぜひ5年以内に全体的な方向性を示して実現してもらうようお願いしたいと思います。

佐藤（肇）委員長 しばらくの間、休憩といたします。

休 憩（14：27）

再 開（14：28）

佐藤（肇）委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。先ほど言われたように、これについては皆さんによく読み込んでもらって、いろんな質疑が出てくるかと思しますので、その辺を含め日を改め早急にさせていただきたいと思います。日程のほうは調整させていただきますので、一任をお願いしたいと思います。

大桃委員 先ほど、市長の思い、あるいは説明の中に、データセンターと企業誘致よりもスキー場関係のほうを優先というふうに、私は受け止めてしまったんですが、それはそれ、スキー場はスキー場です。データセンターも示して進めているところですので、合わせてやっていただきたいをお願いしたいと思います。

内田市長 言い訳するわけではございませんけれども、データセンターも企業誘致も、いろんなことが大事です。大事ですけれども、子供たちをしっかりと育てるということも大事であると、そういうことで申し上げたので、けっして委員がおっしゃったようなことではございませんので、お願いします。

佐藤（肇）委員長 それでは、本件については、本日は以上とさせていただきます。

市長のほうからほかにありますか。（なし） それでは、市長は所用があるということで、これで退席をさせていただこうと思います。委員の皆さんから、市長に対して何かございませんか。（なし） それではしばらくの間、休憩といたします。

休 憩（14：29）

（市長退席）

再 開（14：40）

佐藤（肇）委員長 それでは休憩を解き、会議を再開いたします。

・地域福祉計画策定スケジュールについて

佐藤（肇）委員長 次に、地域福祉計画策定スケジュールについてを議題といたします。資料が配布されておりますので、執行部より説明を求めます。

戸田市民福祉部副部長 その前に、大桃委員に対しましての答弁で1点修正をさせていただきたいと思っております。介護保険の第2号被保険者の開始年齢を、先ほど45歳からと申し上げましたが、40歳からの誤りでございましたので訂正させていただきます。大変失礼いたしました。では、お手元の資料をご覧ください。（資料「第3次魚沼市地域福祉推進計画策定方針（案）」により説明）

佐藤（肇）委員長 それでは、本件について質疑がありましたらお願いします。

富永委員 大きな3番の策定体制の②策定委員会についてです。これは公募による市民、医療関係者、その他と書いていますけれども、現段階でそれぞれ何人ぐらいを想定しているのか、決まっていたら教えてください。

戸田市民福祉部副部長 公募による市民につきましては、1名程度を予定しております。医療関係者のほうは、医師会のほうから1名出ていただくことを予定しております。それから行政関係のところは、保健所のほうをお願いしようと思っております。それから中ほどの福祉団体関係、地域活動関係の方で、それぞれ7、8人ずつです。要綱では25人以内ということになっておりますが、大体20人前後くらいを今のところ予定しております。

富永委員 4番目の内包を予定している計画ということでもありますけれども、今まではこういったものは入っていなかったということですか。

戸田市民福祉部副部長 はい。そのとおりで、この2つにつきましてはこれまでは入っておりませんでした。

富永委員 ほかに、現在までの計画の中で、違う計画が入っているようなものはありましたか。

戸田市民福祉部副部長 今回の第2次の地域福祉計画につきましては、社会福祉協議会が計画する地域福祉活動計画と合わせた形で作ってございましたが、それだけでございました。

渡辺委員 第1次、第2次、この次は第3次ということであります。第1次のこの計画策定の時には、地域に出向いていきまして、地域に必要な福祉ですとか足りないもの、今後このようにしたいということを知るような座談会形式にしたというふうに記憶しております。その中心になってやっていただいたのは社協さんだったのですけれども、当然そこには市のほうも出向いていきました。このアンケートにつきましては、市が独自にしたアンケートだと思っておりますけれども、第2次策定の時にはこの地域に出向いて意見を聞くというのが全くなされなかったというふうに記憶しております。その辺りは、今回の第3次の計画の中ではどのようになさるおつもりでしょうか。

戸田市民福祉部副部長 第2次の計画の時にも地域に出向いての懇談会というのは行っておりました。今回につきましては地域回りも考えたのですが、コロナ禍ということもございましたので、残念ながらそちらのほうではなくアンケートというところで対応をさせていただきました。

渡辺委員 この地域福祉推進計画は、とても基本的なところの計画になります。先ほど副部長が言ったように、これを土台にして介護保険であったり障害のほうの計画であったり高齢者福祉計画が出来上がってくるというふうに確認ができているというところだと思っております。

す。私は議員になってからずっと、地域の中でそういった福祉ですとかを支えてくれる人達を大勢作っていかねば地域福祉は成り立っていかないのではないかとということで、健康推進委員ですとかそういったものを落とし込まないかということは、2回、3回ぐらい一般質問でしたことがあるんですが、なかなかそういう答弁をいただいてこなかったという経緯があります。民生委員さんとはまた別の役割で、介護保険ではそういったコーディネーター的な役割を社協がやっていますけれども、社協がやりたくても任意の人達しか集まってこないんですね。任意の人達しか集まってこなくて強制力がないと。2年ぐらいの任期でいいので、各自治会から2人ずつぐらい出していただきながら、そういった福祉の勉強会がある時には参加していただく。そしてまた介護保険等の説明会ですとか認知症の講習会ですとか、そういったところに2年任期ぐらいで代わっていき1名ずつが一緒になるといった制度を作っていくことで、地域の中に福祉のことのセミプロぐらいの方々が増えていきます。その人達が中心となって、茶の間事業などをしてもらっているんですけども、茶の間事業の方達は自分達がしなくなったら誰がしてくれるんだろうかと、今そういう悩みも抱えています。そういった意味では、そういうことをこの中に落とし込んでいかねばならないのではないかなという気がしているんですけど、その辺りはどのようにお考えでしょうか。

戸田市民福祉部副部長 このコロナ禍で、今委員がおっしゃられた例えば地域の茶の間であるとかも活動が最近、始まったところもありますが、休止をしてしまったような状況もありましたので、地域で暮らす方にとって不安な日々がまだまだ続いていると思います。また、アンケートの中で、協力体制だとか触れ合いを大切にといったような自由記載のところもございましたし、何が不安かというところでは歳を取った時、高齢になった時の不安というようなことも多いところでもございました。具体的に、例えば元気づくりサポーターですとか認知症サポーターですとか、そういったところの活動がこの計画で、また新たに方向付けというところも、もしかすると考えられるかもしれません。そういった計画策定の中で、協力体制、支え合いを推進していく体制についても考えてまいりたいというふうに思っております。

渡辺委員 各地域に、民生委員は制度として入り込んでおります。それから交通安全推進員も、確か地域の中で1名出すようになっていたかと思えます。気持ちのある方は元気づくりサポーターですとかそういったところに出てくるんですけど、実はその方々がいくつもの役割を持っているんですね。後継者づくりなんですよ、先ほど言った。そこにはある程度の強制力と、これからはボランティアというのが本当にいいのかどうかというところもあたりしみますので予算的な措置が必要かどうかというところも含めて、SDGsですので持続可能な制度作りをここでしておかないと、また5年先に延びます。2025年では団塊の世代の方達は75歳以上で、2030年になりましたら80歳になってしまって、どうやって支えていくかもできなくなります。ですから、この2023年から2027年の間にそういった制度を作るには、今回のこの推進計画がどれだけ緻密に作られるかというところに勝負があると思っています。大いに期待させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

戸田市民福祉部副部長 地域福祉推進計画は、地域共生社会を1番理念としているところですので、今委員がおっしゃられたようなことも踏まえて、どういう体制作りができるかというところは、また検討してまいりたいというふうに考えております。

高野委員 介護保険制度の発足から既に十何年も経っているわけですけども、その介護保険制度の発足の日から言われているのは、介護の問題は保険制度では限界があるということが

根本的な問題だということです。1番の問題は、介護をする人材を確保できないということです。介護保険制度は、税金を使ってしなければできないと私は思っています。介護職の待遇の改善をしなければ解決できないというのがあります。国に対する要望や根本的な改善策については、考えられておられるのか。どういう認識でいるのかをお願いします。

戸田市民福祉部副部長　この地域福祉計画につきましては、自助、共助、公助ということで、公助というのがおそらく介護保険ということもそこに該当するかと思いますが、お互いの助け合いというようなものをうたう計画になっております。介護保険の部分につきましては、国への働きかけとかそういったところは考えたいと思いますし、魚沼市でも介護人材確保支援をうたっておりますので、そういう部分で考えてはいるところであります。社協と連携をしながら、地域でまずもってこの計画ではどういうことができるのか、公助でできない部分はボランティアさんへどういうふうに関わりかけられるのかというの、またこの中でしっかり考えてまいりたいと思います。

高野委員　根本的な課題がそこにあるということだけ認識していただいて、進めていただきたいと思います。

佐藤（肇）委員長　ほかにございませぬか。（なし）ないようですので、本件についてはまた引き続き、作業が進む段階で報告をいただければと思います。本日は以上といたします。

・川西簡易水道の現況について

佐藤（肇）委員長　次に、川西簡易水道の現況についてを議題といたします。資料が配布されておりますので、執行部から説明を求めたいと思います。

星ガス水道局長　旧広神地区、川西簡易水道の現況につきましてご報告させていただきます。6月議会の初日に、市長の行政報告の中で山口地内の漏水による断水報告をさせていただきましたが、現在山口地区を含めた川西簡易水道の区域には課題があります。その課題を含めた今後の対応につきまして、これから施設課長が説明をいたしますが、同じ区域で個人のお宅の給水機器に不具合が発生した事案がございましたので、合わせてご報告をさせていただきます。よろしく願いいたします。

佐藤施設課長　それでは私のほうから、川西簡易水道の現況について、現在の状況と今後の対応をご説明いたします。

はじめに、川西簡易水道における山口配水区域の現況について説明します。山口配水区域は、東中の全域、山口、田尻及び並柳の一部を配水区域とし、お配りした委員会資料の図面で赤色に塗られた区域になります。令和4年3月31日現在の給水世帯は233世帯、給水人口は537人になります。山口配水区域の配水は、山口水源井戸から水を汲み上げ、山口配水池からは自然水圧で配水しておりますが、東中の一部、図面の黄色で塗られた区域で、水圧が低く給水に支障が出ているような状況であります。この低水圧区域の給水世帯は11世帯、給水人口は26人になります。東中の低水圧解消に向けた計画につきましては、山口配水池に配水用加圧ポンプを設置し水道水を増圧して低水圧を解消する計画としており、令和3年度に実施設計業務を行い、令和4年6月に工事を発注し、令和5年2月に整備完了を予定しております。山口配水池に配水用加圧ポンプの設置が完了するまでの当面の対応としましては、山口配水池からの配水を一旦停止し、山口配水区域への配水を小庭名地内にある連日配水池からの配

水に切り替えすることとして、令和4年3月から対応をしているところであります。図面でご説明しますと、連日配水池の水道水を使って、青色で塗られた連日配水区域を、赤色で塗られた山口配水区域まで広げて、一時的に黄色で塗られた低水圧区域の解消を実施しているというものであります。この一時的な対応につきまして、連日配水池の水量に関しましては、連日配水区域及び山口配水区域を賄える水量がありますが、水圧に関しましては連日配水区域の従前の水圧が山口配水区域よりも高いため、山口配水区域においてこれまでよりも高い水圧で配水されております。水圧上昇に伴い、宅内漏水などの問い合わせがありました。水道法関連で規定する水圧の範囲内であることを説明し、ご理解をいただいているところであります。さらに、水圧に関しまして、6月13日に給水装置工事指定業者から水圧が非常に高く、住宅内の水道機器に不具合が生じている旨の連絡を受けました。水道施設を確認したところ、さる6月8日から14日までの7日間、連日配水池から配水した水道水の水圧が、水道法関連で規定する水圧を超えていたことを確認しました。このことは、連日配水池に設置している配水用加圧ポンプの出力を制御する装置の機能が無効となり、ポンプが最高出力のまま配水していた事象によるものであることが分かりましたが、その原因につきましては現在調査中でございます。このことに対する今後の対応につきましては、連日配水区域及び山口配水区域の水道を使用している380戸の需要家に対し、現在の状況説明とお詫びの文書を配布するとともに、被害状況の調査と損害賠償の対応を行っていく予定としております。被害状況及び損害賠償額が確定しましたら、産業厚生委員会においてご報告いたします。この度のことにより、関係する方々に対しましてご心配とご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げますとともに、二度とこうした事態が起こらぬよう、水道水の安定供給の徹底を図ってまいります。以上です。

佐藤（肇）委員長　これは、前回、漏水事故があった範囲の部分でしょうか。

佐藤施設課長　その範囲です。

佐藤（肇）委員長　それは、資料に出ていますか。漏水事故がどこであったのか。

佐藤施設課長　今この図面の中には、漏水箇所というのは載せてありませんけれども、山口水源井戸が赤色に塗られた区域にあります。その辺りで漏水がありました。

佐藤（肇）委員長　それが市長の報告の部分ですね。

佐藤施設課長　はい、そうです。

佐藤（肇）委員長　それでは質疑を受けたいと思います。ございませんか。

富永委員　議会本会議が6月14日でしたが、その漏水が発覚したのは何日ですか。

星ガス水道局長　山口での漏水の日ですけれど、6月10日でございます。

富永委員　先ほどの説明の中で、連日での送水ポンプの圧力が通常よりも高くなっていたという報告がありましたけれど、その原因が分かったのは、いつですか。ポンプの圧が高かったとわかったのはいつですか。その根本的な原因の、圧が足らなくて連日配水池からの送水をしたというそのポンプが、先ほどの説明の中で高すぎたと言いましたよね。それが分かったのはいつなんですか。

佐藤施設課長　水圧が高すぎたというのが分かったのは、6月14日です。

富永委員　そうしたら、原因が分かればすぐにそのポンプを交換するか修理するかすれば問題ないと思うんですけども、なぜそういう対応ができなかったのか。

星ガス水道局長　加圧ポンプの異常についてわかってすぐに、インバータポンプという圧を強

くしたり弱くしたりするインバータが動いていないということが分かりまして、それは直して今は通常に動いております。13日に水道機器の不具合の連絡を受け、14日に直したということです。

富永委員 原因が分かっただけで、すぐに対応するような段取りをして実行すべきではないかということをお願いいたします。以上です。

佐藤（肇）委員長 ほかにございませんか。

渡辺委員 380世帯もの方々に影響があったというお話だったのですが、その中で実際に器具が壊れたというような方達は、これから精査していくということになるかと思っております。今現在、この380世帯ぐらいのどのくらいの方達に弁償なりをしていかなければならないのかと、お考えですか。

星ガス水道局長 今まさにその点について調査を始めるところですので、どういった不具合が出てきているのか、どういったお金がかかるのか、まだ把握はできておりません。

渡辺委員 もしかしら器具が古くなってきたのが原因だったなんてこともあるかもしれませんが、皆さんがどういうふうに申告して下さるか分かりませんが、ある意味では市の不手際ということになるかと思っておりますので、十分な補償を皆さんにさせていただきたいと思いますが、いかがですか。

星ガス水道局長 水圧につきましては、規定以上の水圧をかけていたというのはこちらの責任ですので、市民の方から上がってきたものにつきましては古いからといって補償外というわけではなく、今委員のおっしゃられるような対応をしたいというふうに考えております。

佐藤（達）委員 水圧の調整方法なんですけれども、東中地区のほうで圧が低いということで遠方の連日配水地のほうでインバータ制御で圧を上げて調整したということですが、山口配水池のほうで個別に調整ができるのであれば、インバータ制御で調整したらどうかと検討したのですが。

星ガス水道局長 今、佐藤委員がおっしゃられた工事につきましては発注をされております。工事をする予定になっておりますけれども、その前にこういった事故が起こってしまったということでもあります。

渡辺委員 どういう方々に被害があったかというところを調査するにあたって、高齢者の一人暮らしは分からないままでおられる方もいらっしゃると思います。区長さんですか、人海戦術で1件1件にしっかりと周知してあるのかどうか、その辺りが気になりますからお答えいただければと思います。

星ガス水道局長 周知につきましては、当然区長さんのほうには連絡をしております。不具合については、後日調査しますというチラシをポストに入れて、また再度被害状況の調査をダイレクトメールではないですがそういったもので調査したいと考えております。

佐藤（肇）委員長 ほかにないですか。（なし）ないようですので、本件については以上とさせていただきます。

・旧堀之内庁舎1階の利活用方針について

佐藤（肇）委員長 ここでほかに、執行部のほうから何かございませんか。

吉田産業経済部副部長 では私のほうから1点、報告をさせていただきます。旧堀之内庁舎1

階の利活用の部分でございます。旧堀之内庁舎を含めました旧庁舎の利活用の整備方針、これにつきましては企画政策課のほうで4月15日開催の総務文教委員会において説明をさせていただいているところではありますが、その資料について委員各位も確認していただいているところではないかと思えます。旧堀之内庁舎1階につきましては、物産館として今後改修を行っていくという整備方針ではございますが、この部分につきましては堀之内地域の活性化、そして地場産業の振興に資する施設への改修を行うものであります。この令和5年度に改修を行う予定でありますけれども、この部分につきましては観光課が所管、担当課となりまして、現在改修工事の設計業務委託、そこの発注に向けて事務を進めております。簡単ではありますが報告をさせていただきます。以上です。

佐藤議会事務局長　　今ほど吉田副部長のほうからお話があった件について、昨日の総務文教委員会のほうで企画政策課長から説明があり、企画政策課所管ということで進めておりましたが、今ほどの説明のように既に観光課のほうで発注業務が行われました。今後は観光課所管ということで、こちらの委員会でも調査ということになりますのでよろしくお願ひします。

佐藤（肇）委員長　　これについて、委員の皆さんから何か質疑等があればお受けしたいと思ひます。（なし）ないようですので、作業のほうが進みましたら、順次報告等お願ひします。ほかに執行部のほうからございませんか。（なし）委員のほうから執行部に対しては何かございませんか。（なし）ないようですので、執行部にはこれで退席をお願ひしたいと思ひます。これからは委員会内部の調整となります。しばらくの間、休憩といたします。

休憩（15：16）

（執行部退席）

再開（15：17）

（8）所管事務調査について

・行政視察について

佐藤（肇）委員長　　それでは休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第8、所管事務調査についてということで、行政視察を議題といたします。前回の委員会におきまして、行政視察についてお諮りさせていただいたところでもあります。内容について、資料を用意させていただきました。これをまた見ていただきまして、視察先に事前に質疑等があるようでしたらそれを取りまとめさせていただいて、行政視察に臨みたいというふうに考えております。しばらくの間、休憩とします。

休憩（15：18）

（休憩中に懇談的に意見交換）

再開（15：28）

佐藤（肇）委員長　それでは休憩を解き、会議を再開いたします。行政視察については、事前に視察先の質疑事項を7月4日の月曜日までに議会事務局のほうへ文書なりメール等で提出をお願いいたします。その後、調整をさせていただきたいということで、その調整については委員長、副委員長に一任をお願いしたいと思います。ご異議ございませんか。（異議なし）そのようにさせていただきます。ほかに、行政視察について委員の皆さん何かございませんか。（なし）では、本件については以上といたします。

（９）閉会中の所管事務等の調査について

佐藤（肇）委員長　次に日程第9、閉会中の所管事務等の調査についてを議題といたします。閉会中の所管事務調査について、議長宛に申し出を行いたいと思います。ご異議はございませんか。（異議なし）それではそのように、議長宛に申し出を行うことといたします。

佐藤（肇）委員長　日程は以上です。委員の皆さん、ほかに何かございましたらお願いします。渡辺委員　先ほどの市長との集中審議の話ですけれども、今ここに皆様いらっしゃいますので、執行部との調整もありますが大体どのくらいのところを予定していらっしゃるのか聞かせてください。

佐藤（肇）委員長　これから市長の空いている日で調整をさせていただこうと思います。非常に日程がない中なんです、早いうちに、7月の頭のほうで何とかしたいと思っています。

渡辺委員　選挙が10日ですけれども、私はその前でもいいと思います。終わってからなんて遅くなりますので。選挙が終わって1番早いのが11日とか12日辺りですけれども。

佐藤（肇）委員長　今、お聞きしたことを極力反映できるようにして調整させていただきたいと思います。それでは、本日の会議録の調整については委員長に一任をお願いします。これで本日の委員会は閉会します。

閉　　会（15：34）